

Title	慶應医学会平成15年度庶務・会計報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應医学会
Publication year	2004
Jtitle	慶應医学 (Journal of the Keio Medical Society). Vol.81, No.2 (2004. 6) ,p.161- 163
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069296-20040600-0161">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069296-20040600-0161</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 慶應医学会平成 15 年度庶務・会計報告

平成 16 年 2 月 9 日（月）第 5 会議室において午後 1 時 30 分より理事会・評議員会が開かれ、平成 15 年度庶務・会計決算報告ならびに平成 16 年度予算が承認された。

承認事項は下記の通りである。

○会費：年額 5,000 円（ただし、無給教員と大学院生は 3,000 円）

○平成 15 年度庶務報告（平成 15 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

会 員：2,604 名（学内 928 名，学外 1,676 名）

物故会員：計 4 名

五島雄一郎（24），伊賀 六一（27），西本 征央（特），矢作 浩通（36）

総 会：（第 83 回）平成 15 年 11 月 14 日（金）午後 3 時開会

シンポジウム『システム生物学 ―生体を捉える新しい手法とその展望―』（慶應ライフフォーラムと合同開催）を開催した。

例 会：35 回（平成 15 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

理事会・評議員会：平成 15 年 2 月 4 日（火）＜平成 14 年度決算報告＞

平成 15 年 10 月 20 日（月）＜平成 15 年度中間報告＞

編集会議：年 5 回開催

雑 誌：『慶應医学』第 80 巻 1 号～4 号まで発刊

○平成 16 年度事業計画（平成 16 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

1) 学術雑誌『慶應医学』編集発行

2) 慶應医学会総会（平成 16 年 11 月 12 日予定）

3) 慶應医学会例会，年約 50 回開催（慶應医師会・THE KEIO JOURNAL OF MEDICINE と共催）

4) 理事会・評議員会，毎年 2 回（中間報告・決算報告）開催

5) 定例編集会議，必要に応じて開催

○平成 15 年度会計決算報告（平成 15 年 1 月 1 日～ 12 月 31 日）

収入の部				支出の部			
勘定科目	予算(A)	実績(B)	差額(B)-(A)	勘定科目	予算(A')	実績(B')	差額(B')-(A')
補助金収入 * 1	1,600,000	100,000	△ 1,500,000	原稿費	} 600,000	222,220	} △ 233,339
会費収入	9,500,000	10,566,000	1,066,000	査読費		144,441	
広告料収入	600,000	391,720	△ 208,280	論文掲載補助費	600,000	780,000	180,000
掲載料収入	1,600,000	5,308,629	3,708,629	業務委託費	8,000,000	2,681,770	} 1,935,432
雑収入	50,000	143,393	93,393	印刷費 * 2	-	7,253,662	
				発送費	600,000	906,555	306,555
				会議費	100,000	46,409	△ 53,591
				学会費	3,000,000	2,440,419	△ 559,581
				事務費	1,100,000	2,211,988	1,111,988
				備品費	100,000	0	△ 100,000
				雑費	100,000	0	△ 100,000
				予備費	1,500,000	0	△ 1,500,000
当期収入合計	13,350,000	16,509,742	3,159,742	当期支出合計	15,700,000	16,687,464	987,464
前期繰越額	24,315,317	24,315,317	0	当期収支差額	△2,350,000	△177,722	2,172,278
収入合計	37,665,317	40,825,059	3,159,742	次期繰越収支差額	21,965,317	24,137,595	2,172,278

\* 1 医学部からの補助金の入金が遅れた為、¥1,500,000 過少に表示されています。（平成 16 年 1 月 19 日入金済）  
 なお、この¥1,500,000 は平成 16 年度補助金収入に計上されます。

\* 2 15 年度より実費請求

○平成 16 年度予算（平成 16 年 1 月 1 日～ 12 月 31 日）

収入の部			支出の部		
勘定科目	平成 15 年度予算	平成 16 年度予算	勘定科目	平成 15 年度予算	平成 16 年度予算
繰越金	24,315,317	24,137,595	原稿料	} 600,000	800,000
補助金 * 1	1,600,000	3,100,000	査読費		225,000
会費収入	9,500,000	10,000,000	業務委託費	} 8,000,000	1,280,000
広告料収入	600,000	600,000	印刷費		9,000,000
掲載料収入	1,600,000	3,850,000	論文掲載補助費	600,000	750,000
雑収入	50,000	50,000	発送費	600,000	940,000
			会議費	100,000	30,000
			学会費	3,000,000	2,150,000
			事務費	1,100,000	1,000,000
			備品費	100,000	50,000
			予備費	1,500,000	1,500,000
			支出計	15,600,000	17,725,000
			次期繰越収支差額	22,065,317	24,012,595
合計	37,665,317	41,737,595	合計	37,665,317	41,737,595

\* 1 医学部からの補助金¥1,500,000が入金の遅れにより、平成 16 年度収入となる。  
 そのため、医学部からの補助金¥1,500,000の入金が平成 16 年度に 2 回あるため補助金予算を¥ 1,500,000 増額し、修正した。

○慶應医学会役員

(任期：平成15年1月1日～平成16年12月31日)

会 長 北島 政樹  
理 事 相磯 貞和 (副会長)  
石川 博通 (会計担当)  
小口 芳久 (渉外担当)  
池田 康夫 (総務担当)  
監 事 小川 聡  
末松 誠  
編集委員 林 松彦 (編集委員長)  
上田 政和  
梅澤 明弘  
鹿島 晴雄  
斎藤 英胤  
村田 満  
村松 太郎  
饗庭 了

○評議員

(任期：平成15年1月1日～平成16年12月31日)

岡田 保典  
小林 紘一  
武田 純三  
末舛 恵一  
矢部 裕  
岡島 重孝

○慶應医学会会則 (昭和59年11月改訂)

第1条：本会は慶應医学会と称する。

第2条：本会の目的は医学の進歩と啓発を図るにある。

第3条：本会は慶應義塾大学医学部の出身者、関係者ならびに本会の目的に賛同する医師およびその他の者で組織する。

第4条：本会に会長1名、副会長1名、理事若干名を置く。会長は医学部長があたり、理事は評議員の選挙により、また副会長は理事の互選により決める。副会長と理事の任期は2年とする。但し、重任を妨げない。

第5条：本会に監事2名を置く。監事は会長が指名し、任期は2年とする。

第6条：本会に評議員若干名を置く。評議員は会長が委嘱し、任期は2年とする。

第7条：本会の事務所は慶應義塾大学医学部内に置く。

第8条：本会は毎年1回総会を開き、また随時例会を開く。本会の会員、あるいは理事会が承認した者でなければ本会の主催する諸学会で研究業績を発表することが出来ない。

第9条：本会は学術雑誌『慶應医学』を刊行して会員に無料で配布し、また有料で会員以外にも頒布する。

第10条：本会の経費は会費、その他の収入を当てる。会費の額は理事会および評議員会において決定し、総会の承認を受ける。

第11条：本会の会計年度は毎年1月1日から始まり、同年12月31日に終る。

第12条：理事は毎年度の収支決算書を作成し、監事の監査を受けたのち、評議員会の承認を経て総会に報告しなければならない。

第13条：本会則は総会の決議を経なければ変更することが出来ない。